

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	建設局道路河川部河川課(06-6615-6833)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	流水占用料等の徴収
概要	河川法では、流水占用料等について、額の基準及び徴収方法について定められています。一定の条件に該当する場合を除き河川の占用許可を受けた者は所定の占用料等を納付しなければなりません。
根拠法令等 及び条項	河川法第32条第2項、17条第1項、23条、24条、91条第1項 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項、第20条第1項、第32条第1項 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項 軌道法(大正10年法律第76号) 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号から第4号まで又は第6号 大阪府流水占用料等条例第5条 ( <a href="http://www2.city.osaka.jp/reiki/reiki.html">http://www2.city.osaka.jp/reiki/reiki.html</a> )
処分基準	以下に該当する場合を除き、所定の占用料等を納付しなければならない。  (一) 国が事業を行う場合 (二) 地方公共団体その他の公共団体が公用、公共用その他の公益上の目的のために、河川法第二十三条の規定により許可を受けてする河川の流水の占用(以下「流水の占用」という。)、同法第二十四条の規定により許可を受けてする河川区域内の土地の占用(以下「土地の占用」という。)、同法第九十一条第一項の規定により知事が管理する廃川敷地の使用の許可を受けてする廃川敷地の使用(以下「廃川敷地の使用」という。))又は同法第二十五条の規定により許可を受けて河川区域内の土地における土石等の採取をする場合 (三) かんがいのために流水の占用、土地の占用又は廃川敷地の使用をする場合 (四) 河川法第十七条第一項及び道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第二十条第一項の規定により管理の方法を定めた、河川管理施設と道路法第二条第一項に規定する道路(路面(路盤までの部分を含む。))、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設及び工作物に限る。)との効用を相互に兼ねる工作物に係る土地の占用をする場合で、同法第三十二条第一項の規定により許可を受けて同項各号に掲げる工作物、物件又は施設のいずれかを設け、継続して当該道路を使用するとき。 (五) 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第二条第一項に規定する鉄道事業、同条第五項に規定する索道事業又は軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道若しくは同法が準用される軌道に準ずるものによる旅客若しくは貨物の運送を行う事業を行うため土地の占用又は廃川敷地の使用をする場合 (六) 高速道路株式会社法(平成十六年法律第九十九号)第五条第一項第一号から第四号まで又は第六号(同項第五号に係る部分を除く。)に掲げる事業を行うため土地の占用又は廃川敷地の使用をする場合 ②大阪府流水占用料等条例第五条の規定により特別の理由があると認めて流水占用料等を減額し、又は免除する場合は、前項各号に掲げる場合のほか、知事が適当と認める場合とする。 ③同条例第五条の規定による流水占用料等の減額又は免除を受けようとする者は、流水占用料等減額・免除申請書を提出することにより、知事に申請しなければならない。
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000021522.html">http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000021522.html</a>
備考	